

法務知識をレベルアップさせたい職員必見！

平成29年の地方自治法改正に対応した地方自治法の解説書！！

法務に強くなる！

レベルアップ 地方自治法解説

田村達久（早稲田大学法学学術院教授） [著]

A5判・492頁 定価：本体3,100円＋税

雑誌

「自治実務セミナー」で
連載していた
「地方自治法講義」を
最新の内容に反映

内部統制制度の
導入など、
平成29年
地方自治法改正に
対応

法務に強い
自治体職員になるために
必須となる地方自治法の
趣旨・内容について
詳しく解説

法務・総務に
従事している、
従事したい職員に
最適

第3節 自治立法権（地方公共団体の立法権）

第1款 自治立法の種類

1 自治立法の種類

(1) 地方自治法に定める自治立法の形式・種類

地方自治法には、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。」(14条1項)、「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。」(15条1項)、そして、「普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。」(138条の4第2項)との関係諸規定が置かれている。これらの条文において、条例、規則、規程の3つの自治立法の形式・種類が認められている。このうち、地方公共団体の執行機関たる委員会（具体的には180条の5第1項～3項に列挙されている）、すなわち、いわゆる行政委員会の制定する「規則その他の規程」(138条の4第2項)は、条例および長の制定する規則（地方公共団体の規則）と異なり、「法律の定めるところにより」制定することができるものとされている。つまり、個別の法律にその制定を認める根拠がある場合にのみ、行政委員会は、「規則その他の規程」を制定しうる。ここに、「その他の規程」とは、個別の法律が行政委員会の法規範定立権限を認めるものの、その定立する法規範の形式および名称に関して明確に一定のものを定めていない場合において、当該行政委員会がその権限に属する事務（所掌事務）の管理執行のために必要となる規程を定立する際の当該法規範形式（法的規制）を意味している（行政実例昭和27年月行政資料。実例判例集普及版706頁）。例

第3節 自治立法権（地方公共団体の立法権）

えば、地方自治法194条には、「この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、選挙管理委員会に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。」と規定され、選挙管理委員会に同委員会に関して必要な事項についての規程を定立する権限が認められているが、同条はその形式を特定していない。このような場合、「規程」という形式で規程の定立が行われることになる。そこで、以上のことを前提として、自治立法の形式、制定機関等について概観すると、それは、【表4-2：自治立法】のようにまとめることができる。

【表4-2：自治立法】

形式	制定機関	関係条文	法律上の名称	分類
条例	議会	14条1項 96条1項1号	条例	条例
規則	長	15条1項	規則	地方公共団体の規則
	教育委員会	138条の4第2項 地教行法14条1項	教育委員会規則	地方公共団体の機関の定める規程
	人事委員会	138条の4第2項 地公法8条5項	人事委員会規則	
	公安委員会	138条の4第2項 警察法38条5項	公安委員会規則	
	労働委員会	138条の4第2項 労働組合法26条2項	規則	
規程	教育委員会	138条の4第2項 地教行法14条2項	規程	地方公共団体の機関の定める規程
	選挙管理委員会	138条の4第2項 194条	なし	
	取用委員会	138条の4第2項 土地収用法59条	なし	
	農業委員会	138条の4第2項 農業委員会等に関する法律28条	（農業委員会等に関する法律28条の条文の取出しには、「会議の	



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 日本国憲法と地方自治

- 第1節 地方自治の憲法保障の意義とその内容
- 第2節 地方自治法の意義と地方自治法制の体系、地方公共団体の種類

第2章 地方公共団体の名称・区域等

- 第1節 地方公共団体の名称、事務所、休日、区域
- 第2節 郡の区域・名称、市町村区域内の町・字の区域・名称

第3章 地方自治と住民

- 第1節 住民の意義、住民の権利・義務
- 第2節 直接請求制度、地方自治特別法の住民投票制度
- 第3節 公の施設、地縁による団体
 - 第1款 公の施設
 - 第2款 地縁による団体

第4章 地方公共団体の権能

- 第1節 総説
- 第2節 自治行政権（地方公共団体の事務）
- 第3節 自治立法権（地方公共団体の立法権）
 - 第1款 自治立法の種類
 - 第2款 自治立法権の範囲・限界

第5章 国と地方公共団体の関係、地方公共団体相互の関係

- 第1節 国と地方公共団体との関係
- 第2節 地方公共団体相互の関係
 - 第1款 都道府県と市区町村との関係
 - 第2款 地方公共団体相互の協力方式

第6章 地方公共団体に対する国等の関与

- 第1節 総説
- 第2節 地方自治法にいう国等の関与、国等の関与に係る原則と関与類型
 - 第3節 関与の意義・効果
 - 第4節 関与の要件・方式・手続
 - 第5節 関与係争の行政的処理の制度
 - 第6節 関与係争の司法的処理の制度

第7章 地方公共団体の組織——議事機関と執行機関

- 第1節 総説
- 第2節 議事機関——議会
 - 第1款 機関・組織
 - 第2款 権限
 - 第3款 議会の運営・会議の原則
- 第3節 執行機関
 - 第1款 長・地域自治区
 - 第2款 長と議会との関係
 - 第3款 行政委員会、長と行政委員会との関係

第8章 監査制度

- 第1節 監査委員監査制度
- 第2節 外部監査制度

第9章 給与その他の給付

- 第1節 給与その他の給付の決定方式
- 第2節 長・常勤公務員および議員・非常勤公務員の給与その他の給付
 - 第1款 長・常勤公務員の給料等
 - 第2款 議員・非常勤公務員の報酬等
 - 第3款 給与その他の給付に関する審査請求制度

第10章 地方財務制度

- 第1節 総説、会計年度・会計の区分
- 第1款 総説
- 第2款 会計年度・会計の区分
- 第2節 予算・決算
 - 第1款 予算
 - 第3款 決算
- 第3節 収入
 - 第4節 支出
 - 第1款 支出の意義、手続・方法等
 - 第2款 寄附・補助
 - 第5節 契約
 - 第6節 現金、有価証券
 - 第7節 時効
 - 第8節 財産 8
 - 第1款 総説、公有財産一般論
 - 第2款 行政財産・普通財産
 - 第3款 物品、債権、基金

第11章 住民監査請求・住民訴訟

- 第1節 住民監査請求
 - 第1款 住民監査請求制度の概要
 - 第2款 住民監査請求の対象性・対象特定性に関する最高裁判所の判断
 - 第3款 住民監査請求期間に関する最高裁判所の判断
- 第2節 住民訴訟
 - 第1款 総説
 - 第2款 1号請求
 - 第3款 2号請求
 - 第4款 3号請求
 - 第5款 4号請求

事項索引

関連書籍のご案内

初めて地方自治法に触れる方のための“超”入門書！

**自治体職員のための
ようこそ地方自治法 [改訂版]**

板垣勝彦 著 A5判・224頁 定価 本体2,000円＋税



地方自治法を体系的に理解できる入門解説書！

**地方自治法講義
[第4版]**

猪野積 著 A5判・352頁 定価 本体2,700円＋税



詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!